明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔条　約〕
○東南アジアにおける友好協力条約を改正する第三議定書（六）　二
〔省　令〕
○障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働九五）　七
〔告　示〕
○東南アジアにおける友好協力条約を改正する第三議定書の日本国による批准に関する件（外務二一八）　七
○障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式の一部を改正する件（厚生労働三九五）　七
〔官庁報告〕
国家試験
平成二十四年度皇宮護衛官採用試験（高卒程度試験）公告（人事院）　六
平成二十四年度刑務官採用試験公告（同）　七
平成二十四年度入国警備官採用試験公告（同）　二〇
平成二十四年度航空保安大学校学生採用試験公告（同）　二一
平成二十四年度海上保安大学校学生採用試験公告（同）　二三
平成二十四年度海上保安学校学生採用試験公告（同）　二四
平成二十四年度気象大学校学生採用試験公告（同）　二五
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二七
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、平成二十三年度決算（都道府県議会議員共済会・市議会議員共済会・町村議会議員共済会）関係　五〇
地方公共団体
行旅死亡人関係　五二
会社その他
会社決算公告　五四

本号で公布された法令のあらまし

◇東南アジアにおける友好協力条約を改正する第三議定書（条約第六号）（外務省）

この議定書は、東南アジアにおける友好協力条約（以下「ＴＡＣ」という。）の締約国に専ら主権国家によって構成される地域機関を加えることを目的とするものであり、その概要は、次のとおりである。

1　ＴＡＣ第一八条の第三段落を次のように改める。

この条約は、東南アジアの全ての国、すなわち、ブルネイ・ダルサラーム国、カンボジア王国、インドネシア共和国、ラオス人民民主共和国、マレーシア、ミャンマー連邦、フィリピン共和国、シンガポール共和国、タイ王国及びベトナム社会主義共和国の同意を得ることを条件として、東南アジア以外の国及び専ら主権国家によって構成される地域機関による加入のために開放しておく。（第一条関係）

2　ＴＡＣ第一四条の第二段落を次のように改める。

ただし、この条の規定は、東南アジア以外の締約国については、当該締約国が地域的な手続により解決されるべき紛争に直接関係する場合に限り、適用する。（第二条関係）

3　この議定書は、批准されなければならない。この議定書は、この議定書の締約国の批准書のうち最後のものが寄託された日に効力を生ずる。（第三条関係）